

## 令和元年第10回弘前市教育委員会会議録

日時 令和元年11月15日(金)

午後3時

場所 岩木庁舎2階 会議室3

### ◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期の決定
- 5 議案の審議  
議案第15号 弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第16号 弘前市立学校設置条例の一部を改正する条例案  
議案第17号 弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案  
議案第18号 史跡大森勝山遺跡整備指導委員会委員の委嘱について  
議案第19号 令和元年度教育費補正予算案に対する意見申出について  
議案第20号 指定管理者の指定  
議案第21号 指定管理者の指定
- 6 臨時代理の報告  
報告第5号 臨時代理の報告について  
(教育財産の取得申出について)
- 7 閉会宣告

### ◇付議事件

議事日程に同じ

### ◇出席委員

1番 吉田 健 委員、2番 澤田 美彦 委員、3番 日景 弥生 委員、  
4番 村谷 要 委員、5番 高木 恵美子 委員

### ◇欠席委員

なし

### ◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 鳴海 誠、理事兼学校教育推進監 奈良岡 淳、  
教育総務課長 中村 工、学校整備課長 三上 善仁、学務健康課長 菅野 洋、  
学校指導課長補佐 木村 憲夫、教育センター所長 三上 文章、  
生涯学習課長 柳田 尚美、博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 成田 正彦、

文化財課長 小山内 一仁

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 高谷 一豊、教育総務課総務係長 鳴海 貴幸

---

午後3時 開会

○教育長（吉田 健） これより、令和元年第10回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議録署名者に3番 日景 弥生 委員と5番 高木 恵美子 委員を指名いたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、報告が1件と議案が7件となっておりますが、議案第19号及び報告第5号は、令和元年度補正予算案の成立過程における案件であること、議案第20号及び議案第21号は、議会の議決を要する指定管理者の指定に係る議案であり、法人等情報を含む内容の審議による意思形成過程の案件であることから、本議案の審議については、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、議案第19号から議案第21号及び報告第5号は非公開で審議することといたします。

・議案第15号

○教育長（吉田 健） 議案第15号 弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長（中村 工） 議案第15号 弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付についてご説明いたします。提案理由は、青森県人事委員会勧告に準じ、教育関係職員の給料月額を改定するため、弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を市長に送付するものであります。

改正の内容につきましては、本条例の規定の適用を受ける教育委員会事務局の教育職の職員、具体的には教育委員会理事兼学校教育推進監、学校指導課長、教育センター所長、教育総務課管理主事、学校指導課長補佐、主幹、指導主事及び幼児ことばの指導員に適用する給料表を別表のとおり改正するものであります。

今回の改正では、採用から30歳代半ばまでの職員を対象とする給料月額の引上げ

を行うものです。続きまして、別表の次に附則がございますので、ご覧願います。附則第1項により、この条例は公布の日から施行するものであります。附則第2項により、改正後の別表の規定は、平成31年4月1日に遡って適用するものであります。附則第3項につきましては、既に支給された給与は、改正後の規定による内払とみなし、改正による差額分を支給する旨を規定しております。附則第4項につきましては、前項に定めるもの以外で、必要な事項は教育委員会が定める旨を規定しております。以上です。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

○教育長（吉田 健） 今回は一部改正ということで、若い年代の方、概ね何歳以下ぐらいからですか。

○教育総務課長（中村 工） 30歳代半ばが適用になるものです。ここ最近の人事院勧告は若年層を中心に改定しており、今年も同様な改定となっております。

○教育長（吉田 健） すると指導主事以上の人たちではないということですね。

○教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第15号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第15号は可決されました。

#### ・議案第16号

○教育長（吉田 健） 議案第16号 弘前市立学校設置条例の一部を改正する条例案について、事務局から説明をお願いします。

○学校整備課長（三上善仁） 議案第16号 弘前市立学校設置条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。提案理由は、弘前市立小友小学校、弘前市立三和小学校及び弘前市立新和小学校を統合し、新たに弘前市立新和小学校を設置するため、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容についてご説明いたしますので、新旧対照表をご覧頂きたいと思っております。弘前市立小友小学校、弘前市立三和小学校及び弘前市立新和小学校を統合するという一方で、新たに弘前市立新和小学校を設置するということから、表中ですがこちらの方は、小友小学校と三和小学校の項を削除するというものです。

統合の形といたしましては、3校統合し新たな学校を設置するというのですが、統合、削除ということになる訳ですが、新たに設置される学校は弘前市立新和小学校ということで、名称が同じである為に結果的に2校削除となる内容であります。以上です。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第16号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長(吉田 健) ご異議ないものと認めます。よって、議案第16号は可決されました。

・議案第17号

○教育長(吉田 健) 議案第17号 弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長(小山内一仁) 議案第17号 弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。提案理由は、来年4月に、全面的なオープンを控えております堀越城跡をこの施設条例の中に、設置するという事で、所要の改正をしようとするものであります。

条例内の第3条の表に次のようにの後に、堀越城跡を加えること、第11条第3項の中に高照神社馬場跡の次に及び堀越城跡を加える内容になっております。第3条の設置の部分は、この表では略して載っている施設全てを載せておりませんが、この施設の中には、例えば仲町にあります伝統的建造物群、伊東家、岩田家、梅田家、笹森家ですとか、船沢にあります瑞樂園、大手門広場にあります旧弘前市立図書館、それから厚生学院の向かいにあります太宰まなびの家として使っております藤田家住宅、東照宮本殿ですとか高照神社馬場跡などが含まれている表になっております。その中に4月にオープンを予定しております堀越城跡を追加するというものです。第11条ですが、ここの3項に及び堀越城跡を追加するということにつきましては、高照神社馬場跡と同じように、堀越城跡も屋外施設ということで、火気の使用もある程度考えられるということで、ここの部分にも堀越城跡を追加するというような内容になっております。以上です。

○教育長(吉田 健) ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○教育長(吉田 健) 議案第17号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長(吉田 健) ご異議ないものと認めます。よって、議案第17号は可決されました。

・議案第18号

○教育長(吉田 健) 議案第18号 史跡大森勝山遺跡整備指導委員会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長(小山内一仁) 議案第18号 史跡大森勝山遺跡整備指導委員会委員の委嘱についてご説明します。提案理由は、史跡大森勝山遺跡整備指導委員会委員の任期満了に伴い、弘前市附属機関設置条例第3条の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものであります。新たにということになっておりますが、基本的には更新というようなかたちになります。予定している委員は、ここに書いてあります通りの5名

となっております。委嘱期間は、委嘱の日から2年間となっております。実際には8名まで委員として任命出来る訳ですけれども、実際には、これまでもそうですけれども5名の委員をお願いしているということで、これまでも2年間3回目の更新をしておりますが、史跡大森勝山遺跡の整備について専門知識が必要なことから、なかなか委員の候補者自体も限られていることから、今まで5名の方をお願いしてきているというところでございます。以上です。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第18号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第18号は可決されました。

・議案第19号

○教育長（吉田 健） それでは、議案第19号の審議に入りますが、先ほど決定いたしましたとおり、審議は非公開といたしますので、弘前市教育委員会会議 傍聴規則第6条の規定により傍聴者の退席をお願いいたします。

（傍聴者退席）

○教育長（吉田 健） 議案第19号 令和元年度教育費補正予算案に対する意見申出について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 - 原案どおり可決）

・議案第20号

○教育長（吉田 健） 議案第20号 指定管理者の指定について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 - 原案どおり可決）

・議案第21号

○教育長（吉田 健） 議案第21号 指定管理者の指定について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 - 原案どおり可決）

・報告第5号

○教育長（吉田 健） 報告第5号 臨時代理の報告、教育財産の取得申出について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 - 原案どおり承認）

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたし

ました。これもちまして、令和元年第10回弘前市教育委員会を閉会いたします。

午後3時51分 閉会

---

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課総務係長 鳴海 貴幸

弘前市教育委員会

教育長 吉 田 健

署名者 日 景 弥 生

署名者 高 木 恵美子